平成２３年（フ）第３５４０号
札幌市中央区南24条西14丁目１番５号
破産者　株式会社住宅サービス
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１５号
千葉市緑区おゆみ野１丁目38番地９ハイツサンフラワー203号
破産者　野口　京子
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１３号
千葉県浦安市高洲１丁目３番２号
破産者　茂木　裕衛
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４２号
千葉市稲毛区山王町418番地の７
破産者　蜂谷　明香
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４７号
千葉市稲毛区園生町238番地の43
破産者　関　　清治
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２１号
千葉県市川市平田１丁目19番11号　２Ｆ
破産者　金内　和子
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５０号
福井県坂井市丸岡町一本田福所第12号37番地
破産者　有限会社中野技建
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
福井市丸山３丁目603番地
破産者　渕上建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
福井市丸山３丁目603番地
破産者　山城建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
福井市上天下町第４号２番地
破産者　有限会社アイピー
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６６号
名古屋市西区上小田井１丁目３番地１
破産者　株式会社デザイン
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８５号
最後の住所名古屋市北区東味鋺１丁目2401番地　名春中央病院、住民票上の住所名古屋市北区大曽根１丁目16番３号
破産者　亡西武司相続財産
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６９号
名古屋市守山区瀬古東１―1713　サンパーク幸心404号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3239番地43
破産者　有限会社エッジ
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１１号
愛知県豊明市三崎町丸ノ内１番地の６
破産者　有限会社ナリタ
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７６号
京都市伏見区小栗栖森本町７番地２
破産者　有限会社ケイ・エムロジスティクス
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０８号
大阪府岸和田市土生町2114番地の15
破産者　フリーバーズ有限会社
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７７１号
神戸市灘区桜ケ丘町６番12号
破産者　有限会社グリーンファーマシー
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９２号
奈良市小西町５番地　アルテ館３階
破産者　株式会社プロスタッフ
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２４１号
熊本県荒尾市高浜字柿原1978番地２、商業登記簿上の本店所在地北九州市八幡東区東山２丁目４番19号
破産者　株式会社熊昭
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５号
沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里127番地の２
破産者　有限会社平良土建
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４６号
沖縄県国頭郡大宜味村字田嘉里150番地の２
破産者　有限会社屋嘉比組
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第５５号
沖縄県名護市大西３丁目23番28号
破産者　有限会社明興土建
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部